草津市開発事業の手引き　新旧対照表

令和４年度	令和３年度
第１章　総説	第１章　総説
Ｐ．２ (11)令和２年改正（令和２年法律第 43 号、令和４年４月１日施行） 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。	Ｐ．２ （新設）
Ｐ．３ （削除）	Ｐ．３ 第 52 条　審査請求と訴訟との関係
Ｐ．４ 用途決定（街路法線等都市施設、風致地区再編） 区域区分見直し（第１回）等（新浜町、橋岡町、湖都町（草津町）編入） 地域地区見直し（草津駅西口） 地域地区見直し（追分町（追分南三丁目）の一部他） 地域地区見直し（矢橋町の一部、南笠町の一部、野路町の一部）　平成30年12月25日 地域地区見直し（西大路町の一部、野村三丁目の一部）　令和２年２月21日 地域地区見直し（南草津二丁目の一部）　令和２年５月29日 地域地区見直し（南笠町の一部）　令和３年３月30日	Ｐ．４ 用途決定（街路法線等都市施設） 区域区分見直し（第１回）等（新浜町、橋岡町、湖都町編入） 地域地区見直し（草津駅西） 地域地区見直し（追分丸尾の一部、若草）
第２章　開発行為	第２章　開発行為
Ｐ．９ 宅地と同等と考えられる土地とは下記のいずれかに該当するものをいう。	Ｐ．９ 宅地と同等と考えられる土地とは下記のものをいう。

<table>
<tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr>
<tr>
<td>
P．１７

２　既存建築物の増築で敷地増を伴う場合
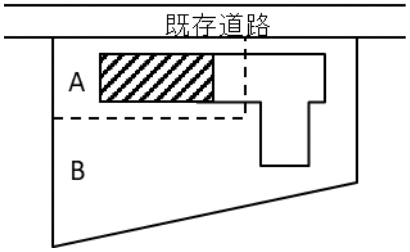

Ａ：既 存 敷 地　　Ｂ：敷 地 増 分

（１）Ａの敷地に形質の変更、構造物の変更等がある場合
Ａ＋Ｂの敷地を開発区域とする。
（２）Ａの敷地に形質の変更、構造物の変更等がない場合
Ｂの敷地を開発区域とする。

P．１８
４　同一の開発者により複数の開発行為が行われる場合
開発行為の目的が異なる場合であっても、同時期に施工される場合は一つの開発行為とし、Ａ＋Ｂの敷地を開発区域とする。
※同一の開発者とは、複数の開発行為に係る開発事業者または土地所有者、工事施工者（下請け含む）が同一である場合（所在地が同一または役員が重複している法人、またはグループ企業等である場合、その他、個人、法人を問わず客観的に判断して同一性（関連性）があると認められる場合を含む）を言う。
</td>
<td>
P．１７

２　既存建築物の増築で敷地増を伴う場合
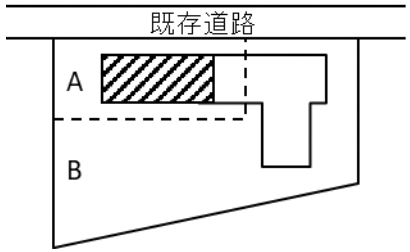

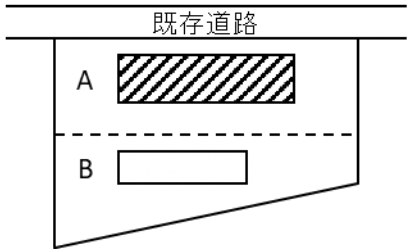

Ａ：既 存 敷 地　　Ｂ：敷 地 増 分

（１）Ａの敷地に形質の変更、構造物の変更等がある場合
Ａ＋Ｂの敷地を開発区域とする。
（２）Ａの敷地に形質の変更、構造物の変更等がない場合
Ｂの敷地を開発区域とする。

P．１８
４　同一の開発者により複数の開発行為が行われる場合
開発行為の目的が異なる場合であっても、同時期に施工される場合は一つの開発行為とし、Ａ＋Ｂの敷地を開発区域とする。
</td>
</tr>
</table>

令和４年度	令和３年度
Ｐ．２７ ④　市街化調整区域においては、法第 34 条第１号に該当するものから同号に該当するものへの変更のうち、公益上必要な建築物にあっては「根拠法令」の枠外への変更(「表４－２　法令第 34 条第１号の対象とする公益施設」参照）の場合、日常生活に必要な施設にあっては「種別」の枠外への変更（「表４－３　法第 34 条第１号の対象とする業種一覧表」参照）の場合は、用途変更に該当する。ただし、文教施設（B）に該当する幼稚園、保育所、認定こども園の間での用途変更であれば、用途変更には該当しない。 例　老人デイサービスセンター(法第 34 条第 14 号）　→養護老人ホーム(法第 34 条第 14 号)	Ｐ．２７ ④　市街化調整区域においては、法第 34 条第１号に該当するものから同号に該当するものへの変更のうち、公益上必要な建築物にあっては「根拠法令」の枠外への変更(「表４－２　法令第 34 条第１号の対象とする公益施設」参照）の場合、日常生活に必要な施設にあっては「種別」の枠外への変更（「表４－３　法第 34 条第１号の対象とする業種一覧表」参照）の場合は、用途変更に該当する。 例　老人デイサービスセンター(法第 34 条第 14 号）　→養護老人ホーム(法第 34 条第 14 号)
Ｐ．３３ ・農業保険法（旧農業災害補償法）による共済組合、同連合会	Ｐ．３３ ・農業災害補償法による共済組合、同連合会
Ｐ．４７ ７　開発行為または建築に関する証明書等の交付(都市計画法施行規則第 60 条) 　建築基準法第６条第１項または第６条の２第１項の規定による建築確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第 29 条第１項、同条第２項、第 35 条の２第１項、第 41 条第２項、第 42 条、第 43 条第１項または第 53 条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。交付申請は「都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書」（別添様式参照）により、申請するものとする。 　※畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第３条第１項の認定を受けようとする者で、その計画が法第 53 条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合は、別途ご相談ください。	Ｐ．４７ ７　開発行為または建築に関する証明書等の交付(都市計画法施行規則第 60 条) 　建築基準法第６条第１項または第６条の２第１項の規定による建築確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第 29 条第１項、同条第２項、第 35 条の２第１項、第 41 条第２項、第 42 条、第 43 条第１項または第 53 条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。交付申請は「都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書」（別添様式参照）により、申請するものとする。

令和４年度	令和３年度
Ｐ．４８ 【添付図書等】 １．申請書（様式３６） ２．委任状（両者押印） ３．建築物敷地調書（様式３７） ９．建物平面図・立面図・建築面積および床面積算定表 建物規模（建築面積、床面積、建ぺい率、容積率、計算式、建物高さ） １２．建築確認申請書の写しまたは建築確認概要書（直近のもの） 申請地が建築敷地となっていることの確認のため	Ｐ．４８ 【添付図書等】 １．申請書 ２．委任状 ３．建築物敷地調書 ９．建物平面図・立面図 建物規模（建築面積、床面積、建ぺい率、容積率、建物高さ） １２．確認申請書の写しまたは建築確認概要書（直近のもの）

令和４年度

Ｐ．６４

１　許可基準の適用関係

表４－１　開発行為の種類別の適用基準　　（○印適用、×印適用除外）

技術基準	建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用
1　用途地域適合	○	○	○	○	○	○
2　道路等空地	○	居住用　× 業務用　○	○	○	○	○
3　排水施設	○	○	○	○	○	○
4　給水施設	○	居住用　× 業務用　○	○	○	○	○
5　地区計画等	○	○	○	○	○	○
6　公共公益施設	○	開発行為の目的に照らし判断	○	開発行為の目的に照らし判断	開発行為の目的に照らし判断	開発行為の目的に照らし判断
7　防災安全施設	○	○	○	○	○	○
8　災害危険区域等の除外	○	居住用　× 業務用　○	○	○	○	○
9　樹木・表土	○	○	○	○	○	○
10　緩衝帯	○	○	○	○	○	○
11　輸送施設	○	○	○	○	○	○
12　資力・信用	○	居住用　× 業務用小× 業務用大○	○	小規模　× 大規模　○	○	小規模　× 大規模　○
13　工事施行者	○	居住用　× 業務用小× 業務用大○	○	小規模　× 大規模　○	○	小規模　× 大規模　○
14　権利者同意	○	○	○	○	○	○

令和３年度

Ｐ．６４

１　許可基準の適用関係

表４－１　開発行為の種類別の適用基準　　（○印適用、×印適用除外）

技術基準	建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用
1　用途地域適合	○	○	○	○	○	○
2　道路等空地	○	居住用　× 業務用　○	○	○	○	○
3　排水施設	○	○	○	○	○	○
4　給水施設	○	居住用　× 業務用　○	○	○	○	○
5　地区計画等	○	○	○	○	○	○
6　公共公益施設	○	開発行為の目的に照らし判断	○	開発行為の目的に照らし判断	開発行為の目的に照らし判断	開発行為の目的に照らし判断
7　防災安全施設	○	○	○	○	○	○
8　災害危険区域	○	×	○	×	○	×
9　樹木・表土	○	○	○	○	○	○
10　緩衝帯	○	○	○	○	○	○
11　輸送施設	○	○	○	○	○	○
12　資力・信用	○	居住用　× 業務用小× 業務用大○	○	小規模　× 大規模　○	○	小規模　× 大規模　○
13　工事施行者	○	居住用　× 業務用小× 業務用大○	○	小規模　× 大規模　○	○	小規模　× 大規模　○
14　権利者同意	○	○	○	○	○	○

令和４年度	令和３年度
Ｐ．６８ 第８ 号の２ 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築 物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第 一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発	Ｐ．６８ （新設）
第９号　前各号に規定する建築物または第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（政令第 29 条の８）	第９号　前各号に規定する建築物または第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（政令第 29 条の７）
第 11 号 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、市条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として市条例で定めるものに該当しないもの（政令第 29 条の９）	第 11 号　市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、市条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として市条例で定めるものに該当しないもの（政令第 29 条の８）
第 12 号 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に	第 12 号　開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、市条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定められたもの（政令第 29 条の９）

令和４年度	令和３年度
従い、政令で定める基準に従い、市条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定められたもの（政令第 29 条の 10） Ｐ．７５ **８－２　「法第 34 条第８号の２」の許可基準** 市街化調整区域内の災害危険区域等に現に存する建築物の移転によって建築される建築物であって、既存建築物と規模・用途が変わらないもの。 **許可要件** ① 対象となる行為は、市街化調整区域内の災害危険区域等に現に存する建築物の移転にかかる行為であって、既存建築物と同規模・同用途のものを建築する場合のみ、例外的に取り扱うものとする。 ② 移転先の敷地は、同一の市街化調整区域内に限るものとし、災害レッドゾーン外の敷地とする。 ③ 移転後の既存建築物等は、原則として使用しないものとする。 ④ その他、知事がやむを得ないと認める場合。 **必要書類** ① 開発説明書（建築物の概要を説明する書類） ② 既存敷地の利用計画書 ③ 今回敷地の選定理由書 ④ 全体計画図（Ｓ＝1/500） ⑤ 建物配置図、平面図（Ｓ＝1/100～1/500） ⑥ その他市長が必要と認める書類 ※この許可基準において、災害レッドゾーンとは、以下の５つの区域を指す。 ・ 災害危険区域（建築基準法） ・ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）	Ｐ．７５

令和４年度	令和３年度
・　土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・　急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・　浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害防止法） Ｐ．７８ ３）次の公益施設に限り数に算入する。（病院、診療所、小学校および中学校、幼稚園、保育所、公民館、コミュニティ防災センター、交番および駐在所、グループホーム、デイサービスセンター） Ｐ．７８ ※２「有効宅地部分」の考え方 １）路地状敷地部分（※３）が４．０ｍを超える場合は、予定建築物の外壁までを有効宅地部分とみなす。 ２）路地状敷地部分が６．０ｍ以上確保されている場合は有効宅地部分をいう。 ３）建築基準法第４２条第２項道路による道路後退部分については、有効宅地に含めない。 ※３　路地状敷地部分とは、有効宅地部分を除く部分をいう。	Ｐ．７８ ３）公益施設（病院、診療所、小学校および中学校、幼稚園、保育所、公民館、コミュニティ防災センター、交番および駐在所、グループホーム、デイサービスセンター）は数に算入する。 Ｐ．７８ ※２「有効宅地部分」の考え方 １）路地状敷地部分（※３）が４．０ｍを超える場合は、予定建築物の外壁までを有効宅地部分とみなす。 ２）路地状敷地部分が６．０ｍ以上確保されている場合は有効宅地部分をいう。 ※３　路地状敷地部分とは、有効宅地部分を除く部分をいう。

令和４年度	令和３年度
Ｐ．８０ 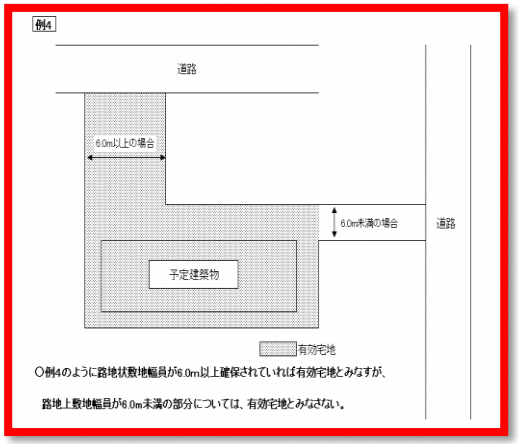 (8) 開発による道路の新設は認めない。ただし、既存道路の拡幅整備、ならびに建築基準法第 42 条第２項に基づく道路後退部分の整備についてはこれを妨げるものではない。なお、敷地は建築基準法に基づく道路に接しているものとし、建築基準法第 42 条第１項各号に規定する道路については、建築基準法上の道路として認められた日から５年以上経過した道路とする。また、建築基準法第 43 条第２項各号による接道は認めない。 Ｐ．８３ 【許可要件】 (1)～(2) (3) 敷地面積は、路地状敷地部分を含み 500 ㎡以下とし、有効宅地部分の面積が 165 ㎡以上であること。 (4)～(9)	Ｐ．８０ (8) 開発による道路の新設は認めない。ただし、既存道路の拡幅整備、ならびに建築基準法第 42 条第２項に基づく道路後退部分の整備についてはこれを妨げるものではない。なお、敷地は建築基準法に基づく道路に接しているものとし、建築基準法第 42 条第１項各号に規定する道路については、建築基準法上の道路として認められた日から５年以上経過した道路とする。また、建築基準法第 43 条第２項第２号による接道は認めない。 Ｐ．８２ 【許可要件】 (1)～(2) (3)予定建築物の一戸あたりの敷地面積（路地状敷地がある場合は、当該路地状敷地部分（幅員 6.0m 未満）を除く。）は 165 ㎡以上であること。 (4)～(9)

令和４年度	令和３年度
【必要書類】 ・申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請地の選定理由を記述すること、他法令に適合していることを記述すること） （削除） ・開発許可の場合下記の図書を提出すること ～ Ｐ．８４ （附　則） この基準は、令和４年４月１日から施行する。 Ｐ．８５ １．一般区域 １（１）・・・ただし、建築基準第 43 条第 2 項各号による接道は認めない。 Ｐ．８７ 12 「法第 34 条第 12 号」の許可基準 (1)県条例別表第１項（世帯の分化に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑦政令第 29 条の 10 に掲げる土地の区域を含まない土地であること。 (2)県条例別表第２項（借家からの転居に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑥政令第 29 条の 10 に掲げる土地の区域を含まない土地であること。	【必要書類】 ・申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請地の選定理由を記述すること、他法令に適合していることを記述すること） ・建築図面（平面図、立面図等） ・開発許可の場合下記の図書を提出すること ～ Ｐ．８３ １．一般区域 １（１）・・・ただし、建築基準第 43 条第 2 項第 2 号による接道は認めない。 Ｐ．８５ 12 「法第 34 条第 12 号」の許可基準 (1)県条例別表第１項（世帯の分化に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑦政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地であること。 (2)県条例別表第２項（借家からの転居に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑥政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない

令和４年度	令和３年度
(3)県条例別表第３項（収用移転に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑥政令第 29 条の 10 に掲げる土地の区域を含まない土地であること。 (4)県条例別表第４項（認定既存住宅団地における自己用住宅） 【許可要件】 ⑦政令第 29 条の 10 に掲げる土地の区域を含まない土地であること。	土地であること。 (3)県条例別表第３項（収用移転に伴う自己用住宅） 【許可要件】 ⑥政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地であること。 (4)県条例別表第４項（認定既存住宅団地における自己用住宅） 【許可要件】 ⑦政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地であること。
Ｐ．９２ ・提案基準 14-1　「大規模な流通業務施設について」（開発許可、建築許可） ・提案基準 14-2　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用する特定流通業務施設について（開発許可、建築許可） ・提案基準 32　災害危険区域等により条例区域外となった敷地における建築について（建築許可、開発許可）	Ｐ．９０ ・提案基準 14　「大規模な流通業務施設について」（開発許可、建築許可）
Ｐ．１１４ 提案基準 14-1　大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）	Ｐ．１１２ 提案基準 14　大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）
Ｐ．１１７ 提案基準 14-2　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用する特定流通業務施設について（開発許可、建築許可）	

令和４年度	令和３年度
Ｐ．１２１ 提案基準 18　介護老人保健施設について（開発許可、建築許可） （適 用 範 囲） １　この基準の適用をうけるものは、介護保険法第８条第 28 項に規定する介護老人保健施設で、介護老人保健施設の開設許可の見込みが確実であり、市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。 ただし、社会福祉法第２条第３項第 10 号に規定する第二種社会福祉事業の用に供されるものは除く。 （付　　則） この基準は、令和４年４月１日より施行する。	Ｐ．１１７ 提案基準 18　介護老人保健施設について（開発許可、建築許可） （適 用 範 囲） １　この基準の適用をうけるものは、介護保険法第８条第 27 項に規定する介護老人保健施設で、介護老人保健施設の開設許可の見込みが確実であり、市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。 ただし、社会福祉法第２条第３項第 10 号に規定する第二種社会福祉事業の用に供されるものは除く。
Ｐ．１３０ （提案基準 22-2） 10　建築基準法第 51 条に規定する「その他政令で定める処理施設」に該当するときは、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないものと認めたものに限る。	Ｐ．１２６ （提案基準 22-2） 10　建築基準法第 51 条に規定する「その他政令で定める処理施設」に該当するときは、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地が都市計画上支障ないものと認めたものに限る。
Ｐ．１４５ 提案基準 30 ３　立地について市長（担当所管課）の意見書	Ｐ．１４１ 提案基準 30 ３　立地について市長（担当所管課）の意見書（市長から開発部局の知事へ）
Ｐ．１４７ 提案基準 32 災害危険区域等により条例区域外となった敷地における建築について（建築許可、開発許可）	

令和４年度	令和３年度
Ｐ．１４８ （ア）　建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域 （イ）　同法第 40 条の規定に基づく建築基準条例で建築の制限をしている区域 （ウ）　地すべり等防止法第３条第１項の地すべり防止区域 （エ）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域 （オ）土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の土砂災害警戒区域 （カ）特定都市河川浸水被害対策法第５６条第１項の浸水被害防止区域 （キ）水防法第１５条第１項第４号の浸水想定区域（想定浸水深が３．０ｍ以上となる区域）等	Ｐ．１４３ （ア）　建築基準法第 39 条第１項の災害危険区域 （イ）　同法第 40 条の規定に基づく建築基準条例で建築の制限をしている区域 （ウ）　地すべり等防止法第３条第１項の地すべり防止区域 （エ）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域等
Ｐ．１５０ ４例外許可 ・・・第 55 条第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域内又は田園地域内における建築物の高さの限度）	Ｐ．１４５ ４例外許可 ・・・第 55 条（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）
Ｐ．１５２ ４　その他 （１）国が行う行為については、当該国の機関と開発許可権者との協議が成立することをもって、 許可があったものとみなされる。 （２）建築基準法第６条（同法第 88 条第１項または第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする場合は、申請に係る計画が本条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添付しなければならない。（建築基準法施行規則第１条の３第１項の表二の(76)項から(81)項、第３条第５項、都市計画法施行規則第 60 条参照） （３）開発許可を受けた目的以外の用途変更については、法第３６条第３	Ｐ．１４７ ４　その他 （１）国が行う行為については、当該国の機関と開発許可権者との協議が成立することをもって、 許可があったものとみなされる。 （２）建築基準法第６条（同法第 88 条第１項または第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする場合は、申請に係る計画が本条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添付しなければならない。（建築基準法施行規則第１条の３第１項の表二の(77)項から(82)項、第３条第５項、都市計画法施行規則第 60 条参照）

令和４年度	令和３年度
項の公告後、１年間は申請できないものとする。 Ｐ．１６３ なお、許可、届出等の問い合わせ先は滋賀県総合企画部県民活動生活課とする。 Ｐ．１６９ （２）予定建築物以外の建築等許可申請書（様式 27） 法第 42 条第１項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は建築物の新築、改築または用途の変更許可申請に準ずる。	Ｐ．１５８ なお、許可、届出等の問い合わせ先は滋賀県県民生活部県民活動生活課とする。 Ｐ．１６４ （２）予定建築物以外の建築等許可申請書（様式 27） 法第 42 条第１項ただし書きの規定による建築の許可を申請すること。 添付書類は建築物特例許可申請に準ずる。

令和４年度

Ｐ．１９０

２　道路の種類

（１）　開発許可で認められる道路の種類

開発区域が接道できる道路の種類を下表に示す。（建築基準法第 42 条、第 43 条を準用）

表３－１　既　存　道　路　の　種　類

道　路　の　種　類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）	○	○	○
建築基準法第 42 条第 1 項第 2～5 号に規定する道路	○	○	○
建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路	○	×	×
建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号に基づく認定または第 2 号に基づく道路	△（※）	×	×

（※）法第 34 条第 11 号の規定に基づく開発区域の接道は認めない。

令和３年度

Ｐ．１８５

２　道路の種類

（１）　開発許可で認められる道路の種類

開発区域が接道できる道路の種類を下表に示す。（建築基準法第 42 条、第 43 条を準用）

表３－１　既　存　道　路　の　種　類

道　路　の　種　類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）	○	○	○
都市計画法による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号）	○	○	○
土地区画整理法による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号）	○	○	○
都市再開発法による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号）	○	○	○
建築基準法第 42 条第 1 項第 3～5 号に規定する道路	○	○	○
建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路	○	×	×
農道	×	×	×
林道	×	×	×

令和４年度	令和３年度
Ｐ．１９２ （注）　道路の幅員とは、上記の図に示す有効幅員であり、蓋無しの側溝、防護柵等は幅員に含めないものとする。 Ｐ．１９３ ウ 道路の側溝について １）側溝を現場打ちで施工する場合は、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年９月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠した構造とすること。 ２）道路横断側溝は、暗渠構造（φ300ｍｍ以上）とし、鉄筋コンクリート製で所定の耐荷重を有すること。 ３）全面を蓋で覆う場合は、５ｍ に１か所グレーチング（T-25、細目、すべり止めタイプ、防音型）を設けること。また、グレーチングを除く箇所には、コンクリート蓋（T-25、防音型）を設けること。 ＜中　略＞ ７）側溝の改修（グレーチングに変更）の場合は、既設側溝（現場打かつ壁厚 150ｍｍ以上に限る）を 200ｍｍ程度はつり、D13mm（SD345）の差し筋Ｌ=20cm を 50cm 間隔程度に配置の上グレーチング蓋（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。 ＜中　略＞	Ｐ．１８８ （注）　道路の幅員とは、上記の図に示す有効幅員であり、蓋無しの側溝、防護柵等は幅員に含めないものとする。ただし、既存道路については、実水路幅 30cm 以下の場合については幅員に含める。 Ｐ．１８８ ウ 道路の側溝について １）側溝を現場打ちで施工する場合は、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年９月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠した構造とすること。 ２）道路横断側溝は、暗渠構造（φ300ｍｍ以上）とすること。 ３）前面を蓋で覆う場合は、５ｍ に１か所グレーチング（T-25、細目、すべり止めタイプ、防音型）を設けること。また、グレーチングを除く箇所には、コンクリート蓋（T-25、防音型）を設けること。 ＜中　略＞ ７）側溝の改修（グレーチングに変更）の場合は、既設側溝（現場打かつ壁厚 150ｍｍ以上に限る）を 200ｍｍ程度はつり、D13mm の差し筋Ｌ=20cm を 50cm 間隔程度に配置の上グレーチング蓋（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。 ＜中　略＞

<table>
<tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr>
<tr>
<td>
Ｐ．１９４
10）側溝は維持管理が可能な寸法・断面を有することとし、以下を目安とする。ただし、必要な流下能力を確保できる断面であることとする。
<table>
<tr><th>側溝天端から水路底までの高さ</th><th>側溝内幅</th></tr>
<tr><td>700mmまで</td><td>300mm以上</td></tr>
<tr><td>700mmを超える</td><td>400mm以上</td></tr>
<tr><td>1000mmを超える</td><td>500mm以上</td></tr>
</table>
11）今後の維持管理のため、10 区画以上の開発事業においては、グレーチング上げ、ボルトレンチを竣工検査時目的物と併せ、次のとおり収めること。
10 区画以上 30 区画未満 グレーチング上げ ２組 ボルトレンチ １本
30 区画以上 100 区画未満 〃 ３組 〃 ２本
100 区画以上 〃 ４組 〃 ３本

エ 集水桝について
1)集水桝は維持管理が可能な寸法・断面を有することとし、以下を目安とする。
<table>
<tr><th>桝天端から桝底までの高さ</th><th>集水桝内幅（矩形の場合は短辺長）</th></tr>
<tr><td>700mmまで</td><td>400mm以上</td></tr>
<tr><td>700mmを超える</td><td>500mm以上</td></tr>
<tr><td>1000mmを超える</td><td>800mm以上</td></tr>
</table>
※同時に接続側溝内幅より 10cm 程度大きいものであること。

2)内幅 500mm×500mm を超える集水桝の鋼製グレーチング蓋については、人力による維持管理が可能な重量となるように分割または、ヒンジ開閉タ
</td>
<td>
Ｐ．１８９

10）今後の維持管理のため、10 区画以上の開発事業においては、グレーチング上げ、ボルトレンチを竣工検査時目的物と併せ、次のとおり収めること。
10 区画以上 30 区画未満 グレーチング上げ ２組 ボルトレンチ １本
30 区画以上 100 区画未満 〃 ３組 〃 ２本
100 区画以上 〃 ４組 〃 ３本
</td>
</tr>
</table>

令和４年度	令和３年度
イプとすること。 Ｐ．１９４ オ 側溝蓋について 側溝蓋については、集水機能を有し、かつバリアフリー基準に適合したものを設置すること。 側溝蓋を製作する場合は、構造計算を行い協議の上、製作すること。 カ 暗渠工について 暗渠工およびボックスカルバートについては、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年９月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠すること。	Ｐ．１８９ エ 側溝蓋について 側溝蓋については、集水機能を有し、かつバリアフリー基準に適合したものを設置すること。 側溝蓋を製作する場合は、構造計算を行い協議の上、製作すること オ 暗渠工について 暗渠工およびボックスカルバートについては、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年９月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠すること。

令和４年度

キ　側溝等基礎について

道路側溝等の基礎については、下表に準拠すること。下表に掲げる製品以外のものを使用する場合は、別途協議すること。

（単位：mm）

種類	張出幅	基礎材	均しｺﾝｸﾘｰﾄ厚	敷ﾓﾙﾀﾙ厚	例示
側溝	50	150	100	―	可変側溝
横断管	100	200	100	30	重圧管 台付管
集水桝	50	150	100	― ※	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品 内壁高　H≦1000
	50	200	100	― ※	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品 内壁高　H＞1000
	50	150	―	―	現場打 内壁高　H≦1000
	50	200	―	―	現場打 内壁高　H＞1000

※底版の無いプレキャスト製品の場合は、50mm 以上のインバートコンクリートを施工すること。

ク　側溝への接続について

道路側溝への雨水排水の接続口径については 150mm 以上とし、側溝の側壁のハンチを外した適切な位置に接続すること。

ただし、接続先の側溝断面の大きさを考慮した適切な口径とすること

令和３年度

カ　側溝等基礎について

道路側溝等の基礎については、下表に準拠すること。下表に掲げる製品以外のものを使用する場合は、別途協議すること。

（単位：mm）

種類	張出幅	基礎材	均しｺﾝｸﾘｰﾄ厚	敷ﾓﾙﾀﾙ厚	例示
側溝	50	150	100	―	可変側溝
横断管	100	200	100	30	重圧管 台付管

キ　側溝への接続について

道路側溝への雨水排水の接続口径については 150mm 以上とすること。

ただし、接続先の側溝断面の大きさを考慮した適切な口径とすること。

令和４年度

Ｐ．１９５
第３章　道路

表３－３接続先道路の幅員

用　　途	敷　地　の　規　模	規　定　値	特　例　値
住　宅　地　開　発	1.0ha 未満	6.5	4.0
	1.0ha 以上	6.5	6.0
住宅地以外の開発	0.5ha 未満	9.0	4.0
	0.5ha 以上	9.0	6.0

令和３年度

Ｐ．１９０
第３章　道路

表３－３接続先道路の幅員

用　　途	敷　地　の　規　模	規　定　値	特　例　値
住　宅　地　開　発	1.0ha 未満	6.5	4.0
	1.0ha 以上	6.5	6.0
住宅地以外の開発	0.5ha 未満	9.0	4.0
	0.5ha 以上 1.0ha 未満	9.0	6.0
	1.0ha 以上	9.0	6.5

令和４年度	令和３年度
Ｐ．２０４ ウ 避難通路（歩道）の形状等 ・避難通路（歩道）の有効幅員は、1.5m 以上とし、行き止まり道路の先端または転回広場から周囲の公道または通行できる公共空地まで避難できる位置に配置しなければならない。（原則、水路等は認めない） ・避難通路は、開発道路（転回広場は除く）に併設ではなく、別の経路を確保し、配置しなければならない。 ・避難通路内の雨水を適切に排除できるよう、縦断・横断方向の勾配を必ず設けるものとし、必要であれば排水構造物を設けること。 避難通路の標準的構造（ 図） 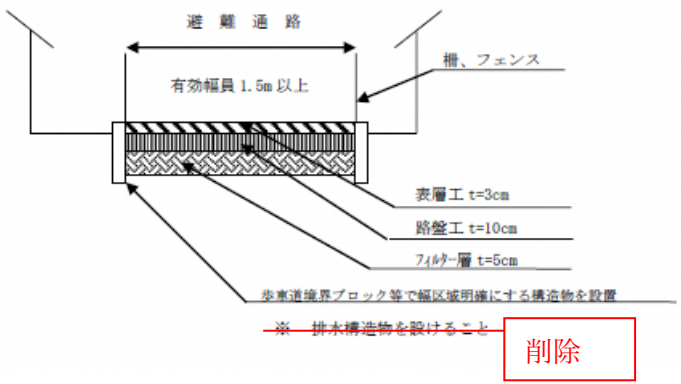 	Ｐ．１９７ ウ 避難通路（歩道）の形状等 ・避難通路（歩道）の有効幅員は、1.5m 以上とし、行き止まり道路の先端または転回広場から周囲の公道または通行できる公共空地まで避難できる位置に配置しなければならない。（原則、水路等は認めない） ・避難通路は、開発道路（転回広場は除く）に併設ではなく、別の経路を確保し、配置しなければならない。 避難通路の標準的構造（ 図） 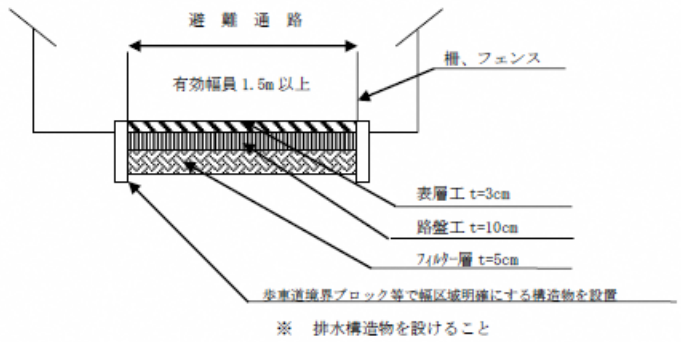
Ｐ．２１０ （２） その他の交通安全施設 道路の状況および開発区域の周辺の状況により、道路管理者および所轄警察署と協議のうえ必要に応じて、道路標識、路面標示、カーブミラー等を	Ｐ．２０３ （２） その他の交通安全施設 道路の状況および開発区域の周辺の状況により、道路管理者および所轄警察署と協議のうえ必要に応じて、道路標識、路面標示、カーブミラー等を

令和４年度	令和３年度
設置すること。 路側帯にはカラー舗装（グリーンベルト）を設置すること。また、道路側溝からの控えを５cm 確保し、現地形状に合わせて極力幅を大きく設けるものとするが、最大幅は 60cm とする。なお、仕様については塗布式２層仕上とし、色はグリーン（日本塗料工業会標準色　色標４２－５０Ｌ相当）を標準とする。 カーブミラーの設置については、通行に支障のない道路有効幅員外とし、設置する用地について確保すること。なお、やむを得ず民地電柱に添架する場合は、電柱施設管理者および土地所有者の承諾を得、承諾書を書面にて提出すること。カーブミラーの設置をする場合、管理用シールを貼るとともに、カーブミラー調書と写真データを提出すること。 幅員 18m 以上の道路には、立体横断歩道施設を設置すること。ただし、市長が周辺の状況から勘案して必要でないと認めた場合は、この限りでない。 駐車場出入口については、開発区域内に停止線、止まれ等の路面標示その他の安全対策を講じること。 Ｐ．２１６ 省令第 22 条　令第 26 条第 1 号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、… Ｐ．２２８ （３）汚水幹線以外の面整備管渠は、管径を問わず 0.4%以上の勾配を基本とし、これによりがたい場合は、市長と協議のこと。 Ｐ．２３４ ３　公園等の整備 （５）　公園の配置 公園は、その利用者が有効に利用できるように、誘致距離を考慮して適切に配置すること。	設置すること。 路側帯にはカラー舗装をすること。また、道路側溝からの控えを５cm 確保すること。 カーブミラーの設置については、通行に支障のない道路有効幅員外とし、設置する用地について確保すること。なお、やむを得ず民地電柱に添架する場合は、電柱施設管理者および土地所有者の承諾を得、承諾書を書面にて提出すること。カーブミラーの設置をする場合、管理用シールを貼るとともに、カーブミラー調書と写真データを提出すること。 幅員 18m 以上の道路には、立体横断歩道施設を設置すること。ただし、市長が周辺の状況から勘案して必要でないと認めた場合は、この限りでない。 駐車場出入口については、開発区域内に停止線、止まれ等の路面標示その他の安全対策を講じること。 Ｐ．２０９ 政令第 22 条　令第 26 条第 1 号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、… Ｐ．２２１ （３）汚水幹線以外の面整備管渠は、管径を問わず 0.4%以上の適正な勾配とする。 Ｐ．２２７ ３　公園等の整備 （５）　公園の配置 公園の位置については、その利用者が有効に利用できるように、原則として開発区域の中心部付近とするように、市長と十分協議を行うこと。

令和４年度	令和３年度
なお、都市公園の設置基準を参考として表５－２に示す。 表５－２　公園の誘致距離 ４ 公園の立地条件 （１）公園等は、原則として公道に接し、利用者の利便に配慮して計画するものとする。 （２）公園等は、自動車通行の著しい道路に面しないよう配慮するものとする。 （３）公園等は、低湿地、急斜面、法面、高圧送電線下、その他利用に障害及び危険となる場所は避けるものとする。 （４）公園等には道路、河川、空地その他明らかに公園以外の目的を持つ土地または施設の構成部分とみなされる土地を原則として含まないこと。 ７ 公園等の勾配等 （１） 公園等は、平坦な地形とし、広場、遊戯施設等が配置できる勾配とする。平坦とは、15°未満の斜面をいう。なお、公園出入口は、原則として階段状としないものとする。 （２） 公園等の整地勾配は、おおむね１パーセントとし、平坦に真砂土を敷き均し、転圧後の仕上げ厚さを 10cm 以上とすること。また、雑草が発生しないよう、必要な箇所に防草シート等の敷設などの措置を講じること。 （３）公園等の外に土砂が雨水等により流出しないよう、必要な箇所に、縁石土間打ち等を施すこと。 （４） 公園等の植栽については、道路や住居等からも見通しが確保できるよう高木と低木をバランスよく配置すること。また、樹木の成長を考慮	なお、都市公園の設置基準を参考として表５－４に示す。 表５－４　公園の誘致距離 ４ 公園の立地条件 （１） 公園等は、原則として公道に接し、利用者の利便に配慮して計画するものとする。 （２） 公園等は、低湿地、急斜面、法面、高圧送電線下、その他利用に障害及び危険となる場所は避けるものとする。 （３） 公園等には道路、河川、空地その他明らかに公園以外の目的を持つ土地または施設の構成部分とみなされる土地を原則として含まないこと。 （４） 公園等は、自動車通行の著しい道路に面しないよう配慮するものとする ７ 公園等の勾配等 （１） 公園等は、平坦な地形とし、広場、遊戯施設等が配置できる勾配とする。平坦とは、15°未満の斜面をいう。なお、公園出入口は、原則として階段状としないものとする。 （２） 公園等の整地勾配は、おおむね１パーセントとし、平坦に山砂を敷き均し、転圧後の仕上げ厚さを 10cm 以上とすること。また、公園外に土砂が雨水等により流出しないよう、必要な箇所に、縁石土間打ち等を施すこと。 （３） 公園等の植栽については、道路や住居等からも見通しが確保できるよう高木と低木をバランスよく配置すること。また、樹木の成長を考慮し隣地等に影響をおよぼすことのないよう、配置計画を行うこと。

<table>
<tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr>
<tr>
<td>
し隣地等に影響をおよぼすことのないよう、配置計画を行うこと。
公園等には、周辺および公園等施設への影響を考慮し、低木を１本以上植栽すること。配植に当たっては、防犯等の観点より公園等内の見通しを確保すること。

８　公園等の配置
（１）　公園の施設
ア　さく、へい（省令第 25 条第２号）
公園利用者の安全の確保を図るため、さく又はへい等の措置が講ぜられ、道路、河川、他の敷地から分離されていること。
イ　出入口（省令第 25 条第１号）
１）出入口の数
公園の面積に応じて、表５－３に掲げる値以上の出入口を設けること。
表５－３　出 入 口 の 数
<table>
<tr><th>公園面積</th><th>出入り口の数</th></tr>
<tr><td>150 ㎡～1,000 ㎡未満</td><td>１箇所以上</td></tr>
<tr><td>1,000 ㎡以上</td><td>２箇所以上</td></tr>
</table>
２）出入口の位置
出入口は、道路に対して設けること。ただし、公共施設用地に対して設ける場合はこの限りではない。
３）　出入口の構造
</td>
<td>
８　公園等の配置
（１）　公園の施設
ア　さく、へい（省令第 25 条第２号）
児童遊園および街区公園は、利用者の安全の確保を図るため、さく又はへい等の措置が講ぜられ、道路、河川、他の敷地から分離されていること。
イ　出入口（省令第 25 条第１号）
１）出入口の数
公園の面積に応じて、表５－５に掲げる値以上の出入口を設けること。
表５－５　出 入 口 の 数
<table>
<tr><th>公園面積</th><th>出入り口の数</th></tr>
<tr><td>150 ㎡～1,000 ㎡未満</td><td>１箇所以上</td></tr>
<tr><td>1,000 ㎡以上</td><td>２箇所以上</td></tr>
</table>
２）　出入口の構造
</td>
</tr>
</table>

令和４年度

Ｐ．２３５

エ　その他の施設

公園等には、５－４に掲げる施設を、市長と協議のうえ設けるものとする。なお、遊具については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」（平成 26 年６月国土交通省策定）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成 26 年６月国土交通省策定）および「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（平成 26 年６月一般社団法人日本公園施設業協会策定）に基づき施工すること。

表５－４　施　設

種別	施設
街区公園	広場、植栽、~~ベンチ、ぶらんこ、すべり台、ジャングルジム、砂場、鉄棒、遊戯施設、~~便所、門、外周柵、園名板、散水栓、立水栓、
	その他
近隣公園	園路、広場、植栽、日影だな、休憩所、ベンチ、遊戯施設、
	テニスコート、野外劇場、便所、水飲場、門、外周柵、
	標識及び園名板、照明施設、散水栓、その他
地区公園	園路、広場、植栽、日影だな、つき山、休憩所、ベンチ、野外卓、遊戯施設、野球場、テニスコート、野外劇場、駐車場、
	便所、水飲場、門、外周柵、標識及び園名板、照明施設、
	散水栓、その他
緑地および広場	広場、植栽、日影だな、水流、つき山、休憩所、ベンチ、
	その他

オ　公園等の工事竣工後、植栽位置（植栽数量、植栽樹種）、公園施設配置、給排水電気設備平面、丈量図、公園施設構造等のデータ（PDF および CAD（DWG））を保存した DVD-R 等を提出するものとする。

令和３年度

Ｐ．２２９

エ　その他の施設

公園等には、５－６に掲げる施設を、市長と協議のうえ設けるものとする。なお、遊具については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」（平成 26 年６月国土交通省策定）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成 26 年６月国土交通省策定）および「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（平成 26 年６月一般社団法人日本公園施設業協会策定）に基づき施工すること。

表５－６　施　設

種別	施設
街区公園	広場、植栽、ベンチ、ぶらんこ、すべり台、ジャングルジム、砂場、鉄棒、便所、門、外周柵、園名板、散水栓、立水栓、
	その他
近隣公園	園路、広場、植栽、日影だな、休憩所、ベンチ、遊戯施設、
	テニスコート、野外劇場、便所、水飲場、門、外周柵、
	標識及び園名板、照明施設、散水栓、その他
地区公園	園路、広場、植栽、日影だな、つき山、休憩所、ベンチ、野外卓、遊戯施設、野球場、テニスコート、野外劇場、駐車場、
	便所、水飲場、門、外周柵、標識及び園名板、照明施設、
	散水栓、その他
緑地および広場	広場、植栽、日影だな、水流、つき山、休憩所、ベンチ、
	その他

オ　公園等の工事竣工後、植栽位置（植栽数量、植栽樹種）、公園施設配置、給排水電気設備平面、丈量図、公園施設構造等のデータ（PDF および CAD（DWG））を保存した CD を提出するものとする。

令和４年度

Ｐ．２４４

第７章　緩衝帯に関する基準

表７－１緩衝帯の幅員

開発区域の面積	緩衝帯の幅員
1.0ha 以上　1.5ha 未満	4.0m 以上
1.5ha 以上　5.0ha 未満	5.0m 以上
5.0ha 以上　15.0ha 未満	10.0m 以上
15.0ha 以上　25.0ha 未満	15.0m 以上
25.0ha 以上	20.0m 以上

Ｐ．２４５

第８章全部改正

Ｐ．２６０

その他

（２）貯水槽以降の設備に使用する給水用具等については、給水器具からの水の汚染を防止する等の観点から、貯水槽以降の給水器具等についても水道法施行令第６条に規定する給水装置の構造および材質の基準に準じて施工のこと。なお、建築基準法施行令第１２９条の２の４の規定に基づく給配水設備の設置および構造とすること。

令和３年度

Ｐ．２３７

第７章　緩衝帯に関する基準

表７－１緩衝帯の幅員

開発区域の面積	緩衝帯の幅員
1.0ha 以上　1.5ha 未満	4.0m 以上
1.5ha 以上　5.0ha 未満	5.0m 以上
5.0ha 以上　15.0ha 未満	10.0m 以上
15.0ha 以上　25.0ha 未満	15.0m 以上
25.0ha 以上　25.0ha 未満	20.0m 以上

Ｐ．２３８

第８章全部改正

Ｐ．２５３

その他

（２）貯水槽以降の設備に使用する給水用具等については、給水器具からの水の汚染を防止する等の観点から、貯水槽以降の給水器具等についても水道法施行令第 5 条に規定する給水装置の構造および材質の基準に準じて施工のこと。なお、建築基準法施行令第１２９条の２の４の規定に基づく給配水設備の設置および構造とすること。

令和４年度

Ｐ．２７７

第１０章　造成工事に関する基準

表１０－７

	擁　壁　の　種　類	安定計	構造図	カタログ	宅造認定証	土質試験結果
現場打擁壁	重力式擁壁	○	○			○
	もたれ擁壁	○	○			○
	片持梁式擁壁	○	○			○
プレキャスト擁壁	宅造認定品のプレキャスト擁壁（注１）		○	○	○	○
	宅造認定品のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	宅造認定品以外のプレキャスト擁壁	○	○	○		○
ブロック積	宅造法令第８条に規定するブロック積		○			○
	宅造認定品のブロック積		○	○	○	○
	宅造認定品のブロック積で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	宅造認定品以外のブロック積	○	○			○

令和３年度

Ｐ．２７０

第１０章　造成工事に関する基準

表１０－７

	擁　壁　の　種　類	安定	構造図	カタログ	宅造認定	土質試験
現場打擁壁	重力式擁壁	○	○			○
	もたれ擁壁	○	○			○
	片持梁式擁壁	○	○			○
	宅造認定品のプレキャスト擁壁（注１）		○	○	○	○
プレキャスト	宅造認定品のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	宅造認定品以外のプレキャスト擁壁	○	○	○		○
	宅造法令第８条に規定するブロック積		○			○
ブロック積	宅造認定品のブロック積		○	○	○	○
	宅造認定品のブロック積で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	宅造認定品以外のブロック積	○	○			○

令和４年度	令和３年度
Ｐ．２９５ 道路側溝等の深さが表 10-22 に掲げる根入れより小さい場合（根入れ深さは d） 道路側溝等の深さが表 10-22 に掲げる根入れより大きい場合（根入れ深さは d） Ｐ．３０５ ４　緑地の推進 （１）事業者は、良好な環境の保全を図るため、第３次草津市みどりの基本計画（令和３年９月策定）に基づき、 Ｐ．３０９ 駐車場施設設置基準 ・集合住宅　（ワンルームタイプ） 　自動車駐車場：計画戸数の 50~~100~~%以上の台数　（商業地域は 40~~80~~%） 　自動車・バイク駐車場：計画戸数の 100%以上の台数（うち、バイク駐車場は計画戸数の 50%以上の台数） ~~・集合住宅　（学生専用ワンルームタイプ）~~ ~~　自動車駐車場：計画戸数の 50%以上の台数　（平面駐車に限る。）　（商業地域は 40%）~~ ~~　自動車・バイク駐車場：計画戸数の 100%以上の台数（うち、バイク駐車場は計画戸数の 40%以上の台数）~~ ~~※学生専用ワンルーム形式集合住宅については、確約書（別記様式 54）を提出のこと。~~	Ｐ．２８７ 道路側溝等の深さが表 10-23 に掲げる根入れより小さい場合（根入れ深さは d） 道路側溝等の深さが表 10-23 に掲げる根入れより大きい場合（根入れ深さは d） Ｐ．２９７ ４　緑地の推進 （１）事業者は、良好な環境の保全を図るため、第２次草津市みどりの基本計画（平成 30 年８月改定版）に基づき、 Ｐ．３０１ 駐車場施設設置基準 ・集合住宅　（ワンルームタイプ） 　自動車駐車場：計画戸数の 100%以上の台数　（商業地域は 80%） 　自動車・バイク駐車場：計画戸数の 100%以上の台数 ・集合住宅　（学生専用ワンルームタイプ） 　自動車駐車場：計画戸数の 50%以上の台数　（平面駐車に限る。）　（商業地域は 40%） 　自動車・バイク駐車場：計画戸数の 100%以上の台数（うち、バイク駐車場は計画戸数の 40%以上の台数） ※学生専用ワンルーム形式集合住宅については、確約書（別記様式 54）を提出のこと。

令和４年度	令和３年度

駐車場施設設置基準

建物の用途	自動車駐車場	自転車・バイク駐車場	備考
集合住宅 (ファミリータイプ)	計画戸数の100%以上の台数（商業地域は80%）	計画戸数の100%以上の台数	
集合住宅 (ワンルームタイプ)	計画戸数の 50%以上の台数（商業地域は40%）	計画戸数の100%以上の台数（うち、バイク駐車場は計画戸数の50%以上の台数）	

駐車場施設設置基準

建物の用途	自動車駐車場	自転車･バイク駐車場	備考
集合住宅 (ファミリータイプ)	計画戸数の100%以上の台数（商業地域は80%）	計画戸数の100%以上の台数	
集合住宅 (ワンルームタイプ)	計画戸数の100%以上の台数（商業地域は80%）	計画戸数の100%以上の台数	
集合住宅 (学生専用ワンルームタイプ)	計画戸数の 50%以上の台数（平面駐車に限る。）（商業地域は 40%）	計画戸数の100%以上の台数（うち､バイク駐車場は計画戸数の 40%以上の台数）	

令和４年度				令和３年度			
店　　舗	大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の対象となる店舗については、産業構造審議会流通部会等による「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」によるものとする。大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗については、１台＋売場面積／20㎡または上記指針で算定した台数を基に協議して定めるものとする。	必要相当分	物販店 ・スーパー ・コンビニ ・本屋 ・ビデオ ・CD 等	店　　舗	大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の対象となる店舗については、産業構造審議会流通部会等による「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」によるものとする。大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗については、１台＋売場面積／20㎡または上記指針で算定した台数を基に協議して定めるものとする。	必要相当分	物販店 ・スーパー ・コンビニ ・本屋 ・ビデオ ・CD 等
飲　食　店	１台＋客席面積／7㎡	必要相当分		飲　食　店	１台＋客席面積／7㎡	必要相当分	
診療所及び理美容　院	１台＋（待合室面積／営業席数）×0.3	必要相当分		診療所及び理美容　院	１台＋（待合室面積／営業席数）×0.3	必要相当分	
銀　　行	２台＋待合室面積／３㎡×0.3	必要相当分		銀　　行	２台＋待合室面積／３㎡×0.3	必要相当分	

令和４年度			
事　　務　　室	(1)　自社用 事務室面積 ／８㎡×0.5 (2)　テナント用 事務室面積 ／８㎡×0.3	必要相当分	
その他の用途	別途協議による	必要相当分	・工場 ・倉庫 ・カラオケ ・パチンコ ・ホテル等

※　いずれも小数点以下の端数は、切り上げとする。
※　用途地域が他の地域にまたがる場合の台数の算出については、用途区域割合に応じて按分することとする。
※　「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例（平成５年条例第25号）」第８条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、市と別途協議し定めるものとする。原則として店舗等建築延床面積（売場面積等）20㎡につき１台分以上を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。
~~※　学生専用ワンルーム形式集合住宅については、確約書（別記様式54）を提出のこと。~~

令和３年度			
事　　務　　室	(3)　自社用 事務室面積 ／８㎡×0.5 (4)　テナント用 事務室面積 ／８㎡×0.3	必要相当分	
その他の用途	別途協議による	必要相当分	・工場 ・倉庫 ・カラオケ ・パチンコ ・ホテル等

※　いずれも小数点以下の端数は、切り上げとする。
※　用途地域が他の地域にまたがる場合の台数の算出については、用途区域割合に応じて按分することとする。
※　「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例（平成５年条例第25号）」第８条に定める自転車等放置禁止区域における開発事業については、市と別途協議し定めるものとする。原則として店舗等建築延床面積（売場面積等）20㎡につき１台分以上を確保し、設置場所は店舗入口付近を基本とする。
※　学生専用ワンルーム形式集合住宅については、確約書（別記様式54）を提出のこと。

令和４年度	令和３年度
Ｐ．３１０ 草津市の駐車場施設設置に係る特例基準 １　商業地域、近隣商業地域内（容積率が 300%以上） (1)　集合住宅の場合……交通の利便性・立地条件等で例外措置として、確保すべき駐車台数の 50%　以内の範囲で敷地外に求めることができる。 (2)　住宅以外の場合……国土交通省の標準駐車場条例（床面積１５０㎡～４５０㎡に１台　下表参照）の基準に基づき算出した駐車台数を敷地内に確保することが困難な場合は、敷地外に求めることができる。 ２　前項の敷地外で駐車場を設置できる範囲は、開発地域の中心から半径 500m 以内の区域とする。ただし、駅の中心部から半径 500m の範囲内で開発事業を行う場合は駅の中心部から１km 以内の区域で確保することができる。 ３　前々項の用途が他の用途にまたがる場合は過半な方を主として計画するものとする。 ４　敷地外に駐車場を設置する場合、誓約書（様式７８）を添付してください。 　また、建築工事完了届出書の提出の際に、誓約書のとおり敷地外に駐車場を設置したことが分かる書類（契約書等）を添付してください。	Ｐ．３０２ 草津市の駐車場施設設置に係る特例基準 １　商業地域、近隣商業地域内（容積率が 300%以上） (1)　集合住宅の場合……交通の利便性・立地条件等で例外措置として、確保すべき駐車台数の 50%　以内の範囲で敷地外に求めることができる。 (2)　住宅以外の場合……国土交通省の標準駐車場条例（床面積１５０㎡～４５０㎡に１台　下表参照）の基準に基づき算出した駐車台数を敷地内に確保することが困難な場合は、敷地外に求めることができる。 ２　前項の敷地外で駐車場を設置できる範囲は、開発地域の中心から半径 500m 以内の区域とする。ただし、駅の中心部から半径 500m の範囲内で開発事業を行う場合は駅の中心部から１km 以内の区域で確保することができる。 ３　前々項の用途が他の用途にまたがる場合は過半な方を主として計画するものとする。

令和４年度	令和３年度
Ⅱ．条例・規則 **１．草津市開発行為の手続および基準等に関する条例** （法第３４条第１１号の条例で指定する土地の区域） 第１０条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地の区域は法第３４条第１１号で規定する条例で指定する土地の区域から除外する。 (1)　政令第２９条の９各号に掲げる土地の区域 （法第３４条第１２号の条例で定める開発行為） 第１３条　法第３４条第１２号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第２９条の９各号に掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表第５に掲げる開発行為とする。 付　則 （施行期日） １　この条例は、令和４年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。 **２．草津市開発行為の手続おきび基準等に関する規則** 付　則 （施行期日） １　この規則は、令和４年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為	**Ⅱ．条例・規則** **１．草津市開発行為の手続および基準等に関する条例** （法第３４条第１１号の条例で指定する土地の区域） 第１０条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地の区域は法第３４条第１１号で規定する条例で指定する土地の区域から除外する。 (1)　政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域 （法第３４条第１２号の条例で定める開発行為） 第１３条　法第３４条第１２号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表第５に掲げる開発行為とする。 **２．草津市開発行為の手続おきび基準等に関する規則**

<table>
<tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr>
<tr>
<td>
について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

別表（第 35 条第３号関係）
１　接続先道路の幅員
<table>
<tr><th>用途</th><th>開発面積</th><th>規定値</th><th>特例値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅開発事業</td><td>1.0 ヘクタール未満</td><td>6.5 メートル</td><td>4.0 メートル</td></tr>
<tr><td>1.0 ヘクタール以上</td><td>6.5 メートル</td><td>6.0 メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅開発事業以外の開発事業</td><td>0.5 ヘクタール未満</td><td>9.0 メートル</td><td>4.0 メートル</td></tr>
<tr><td>0.5 ヘクタール以上</td><td>9.0 メートル</td><td>6.0 メートル</td></tr>
</table>

Ⅲ．要綱
１．草津市特定開発行為等に関する指導要綱
（協議申請等）
第４条
２　市長は、特定開発行為等協議書が提出されたときは、特定開発行為等の計画の内容が法令等の基準等に適合しているかを審査したうえで、当該特定開発行為等協議書を提出した事業者に対して意見を通知しなければならない。ただし、法令等の基準等に明らかに適合していない特定開発行為等協議書が提出された場合はこの限りでない。
</td>
<td>
別表（第 35 条第３号関係）
１　接続先道路の幅員
<table>
<tr><th>用途</th><th>開発面積</th><th>規定値</th><th>特例値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅開発事業</td><td>1.0 ヘクタール未満</td><td>6.5 メートル</td><td>4.0 メートル</td></tr>
<tr><td>1.0 ヘクタール以上</td><td>6.5 メートル</td><td>6.0 メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住宅開発事業以外の開発事業</td><td>0.5 ヘクタール未満</td><td>9.0 メートル</td><td>4.0 メートル</td></tr>
<tr><td>0.5 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満</td><td>9.0 メートル</td><td>6.0 メートル</td></tr>
<tr><td>1.0 ヘクタール以上</td><td>9.0 メートル</td><td>6.5 メートル</td></tr>
</table>

Ⅲ．要綱
１．草津市特定開発行為等に関する指導要綱
（協議申請等）
第４条
２　市長は、特定開発行為等協議書が提出されたときは、特定開発行為等の計画の内容が法令等の基準等に適合しているかを審査したうえで、当該特定開発行為等協議書を提出した事業者に対して意見を通知しなければならない。
</td>
</tr>
</table>

令和４年度	令和３年度
２．草津市中高層建築物に関する指導要綱 付　　則 １　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 ２　改正後の草津市中高層建築物に関する指導要綱の規定は、施行日以後に中高層建築物計画書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。	２．草津市中高層建築物に関する指導要綱
３．草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱 ~~（学生専用ワンルームマンション）~~ ~~第６条~~ ~~建築主は、学生専用ワンルームマンションを建築しようとするときは、確約書（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。~~ （細目） 第６条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。 付　　則 １　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 ２　改正後の草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱の規定は、施行日以後にワンルーム形式集合住宅建築計画書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。	３．草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱 （学生専用ワンルームマンション） 第６条 建築主は、学生専用ワンルームマンションを建築しようとするときは、確約書（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。 （細目） 第７条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

令和４年度

チェックリスト兼用により、
各項目の箇条書き「・」をチェックボックス「□」に変更。

Ⅳ　１．開発事業事前申請書・開発許可申請書・特定開発行為等協議書添付図面等作成要領（兼申請時チェックリスト）

（１）申請書類
（該当箇所抜粋）

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名　　称	様式等	明　　記　　事　　項
○	○	○	1	申請書または協議書	（事前申請） ・様式1 （許可申請） ・様式2 （要綱協議） ・様式69	□本チェックリストを添付のうえ提出のこと。 □開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 （筆数が多い場合は、○○番　外○○筆とし、別紙添付） □予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 □開発面積は、実測面積を記載すること。（小数点３位以下を切り捨てて、小数点２位まで記載）

令和３年度

Ⅳ　１．開発事業事前申請書・開発許可申請書・特定開発行為等協議書添付図面等作成要領

（１）申請書類
（該当箇所抜粋）

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名　　称	様式等	明　　記　　事　　項
○	○	○	1	申請書または協議書	（事前申請） ・様式1 （許可申請） ・様式2 （要綱協議） ・様式69	・開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入のこと。 （筆数が多い場合は、○○番　外○○筆とし、別紙添付） ・予定建築物の用途欄に、具体的に記入のこと。 ・開発面積は、実測面積を記載すること。（小数点３位以下を切り捨てて、小数点２位まで記載）

令和４年度							令和３年度						
○	○	○	4	委任状	・任意様式	□原本（両者押印） □手続きを第三者に委任する場合は添付すること。	○	○	○	4	委任状	・任意様式	・原本（両者押印） ・手続きを第三者に委任する場合は添付すること。
	○	○	15	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	□「開発事業事前審査結果について（通知）」の写しを添付すること。 □処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について（通知）」の順序と同一とすること。 □開発行為に関係する他法令（道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等）の許認可書の写しを添付すること。		○	○	15	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	・処理結果図書の添付順序は「開発事業事前審査結果について（通知）」の順序と同一とすること。 ・開発行為に関係する他法令（道路法、河川法、草津市法定外公共物管理条例等）の許認可書の写しを添付すること。

令和４年度

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	17	建築物の平面図・立面図・面積算定表等	□建築面積および延べ床面積の面積算定表 □建ぺい率、容積率および算定式	1/100以上	□配置図、各階平面図および四方向の立面図 □立面図・断面図には建築物の高さを明記 □ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用床面積も記載すること。

【注意事項】
1．設計図の添付順序１～３．５．６については、縮尺１／500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
2．設計図（位置図含む）にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
3．図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
4．図面番号と整合した図面目録を添付すること。
5．添付図面の他図との併記はしないこと。
6．必要がある場合はカタログを添付すること。
7．申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
8．項目ごとにインデックスを添付すること。
9．「都市計画法第３２条による協議について（様式７）」の添付図書についても、上表の要領で　作成すること。
１０．その他、市長が必要と認める資料、図書等について随時提出すること。

令和３年度

事前申請	許可申請	特定開発	添付順序	名称	明記事項	縮尺	作成要領
○	○	○	17	建築物平面・立面図	・建築面積および延べ床面積の面積表 ・建ぺい率、容積率および算定式	1/100以上	・配置図、各階平面図および の二面以上の立面図 ・立面図・断面図には建築物の高さを明記 ・ワンルーム形式集合住宅の場合は、専用面積も記載すること。 ・各平面図、四方向の立面図、建築

【注意事項】
1．設計図の添付順序１～３．５．６については、縮尺１／500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
2．設計図（位置図含む）にはこれを作成した者の氏名を明記すること。
3．図面番号ならびに図面枚数を表示すること。
4．図面番号と整合した図面目録を添付すること。
5．添付図面の他図との併記はしないこと。
6．必要がある場合はカタログを添付すること。
7．申請者名、図面名称等は図面表右下に表記のこと。
8．項目ごとにインデックスを添付すること。

令和４年度

建築許可申請図書作成要領
表８－１　建築許可申請図作成要領（法第 34 条第 11 号の一般区域、同条第 12 号（条例別表第 5 第 4 項））

添付順序	名称	記　入　要　領
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。（両者押印）
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（３ヶ月以内のもの）ただし、本籍の記載は不要。
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
16	建築物の平面図・立面図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。

令和３年度

建築許可申請図書作成要領
表８－１　建築許可申請図作成要領（法第 34 条第 11 号の一般区域、同条第 12 号（条例別表第 5 第 4 項））

添付順序	名称	記　入　要　領
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員）の原本（３ヶ月以内のもの）ただし、本籍の記載は不要。
8	確認申請書 または建築計画概要書	○直近のもの
16	建築物平面・立面図	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。

令和４年度	令和３年度

表８－２　建築許可申請図作成要領（法第 34 条第 12 号（条例別表第 5 第 1 項、第 2 項、第 3 項））

添付順序	名称	記　入　要　領
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。（両者押印）
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（３ヶ月以内のもの）ただし、本籍の記載は不要。
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
16	建築物の平面図・立面図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。

表８－２　建築許可申請図作成要領（法第 34 条第 12 号（条例別表第 5 第 1 項、第 2 項、第 3 項））

添付順序	名称	記　入　要　領
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。（両者押印）
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票（家族全員・続柄のわかるもの）の原本（３ヶ月以内のもの）ただし、本籍の記載は不要。
8	建築確認申請書の写し または建築計画概要書	○直近のもの ※申請地が建築敷地になっていることの確認のため
16	建築物の平面図・立面図・面積算定表	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。

<table>
<tr><th>令和４年度</th><th>令和３年度</th></tr>
<tr>
<td>

様式一覧表

○:開発許可関係 ■:要綱関係 △:建築許可関係 ☆:60条証明関係

名称	関係条例等	様式番号	備考
~~確約書(学生専用ワンルームマンション)※令和4年4月より廃止~~	~~市要綱(ワンルーム)様式第3号~~	~~様式 56~~	~~○■~~
敷地外駐車場設置誓約書		様式 78	○■

様式３７「都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書」

注
３　５欄の都市計画法の許可等の欄は該当するものを○印で囲み、許可等の場合は許可および検査済証の番号・年月
日を記入してください。また、必要に応じて許可の写し、検査済証の写し、土地および建物の登記事項証明書
等を添付してください。
４　６欄は、欄が不足する場合は、別紙に記入してください。
５　５欄、６欄は建築確認申請書の写しまたは建築計画概要書の内容の記載でも可。ただし、日付欄には確認を受けた日を、許可等の欄には「建築確認申請書の写し（または建築計画概要書）の内容と同じ」と記入してください。

様式３８「説明会経過書」
申請者、町内会長、水利代表者、住民側代表の押印を求める。
確認者の氏名欄に「※記名・押印は、説明が行われたことおよび説明内容の確認のためのものです。」と明記
「町内会長への提出日」欄を新設
注
１　申請者および確認者が記名押印すること。
２　袋とじして割印をすること。

</td>
<td>

様式一覧表

○:開発許可関係 ■:要綱関係 △:建築許可関係 ☆:60条証明関係

名称	関係条例等	様式番号	備考
確約書(学生専用ワンルームマンション)	市要綱(ワンルーム)様式第3号	様式 56	○■

様式３７「都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書」

注
３　５欄の都市計画法の許可等の欄は該当するものを○印で囲み、許可等の場合は許可および検査済証の番号・年月
日を記入してください。また、必要に応じて許可の写し、検査済証の写し、土地および建物の登記事項証明書
等を添付してください。
４　６欄は、欄が不足する場合は、別紙に記入してください。

様式３８「説明会経過書」
注
１　説明会の場合は、「開発事業説明会出席者名簿」を作成すること。
２　個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。
３　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。

</td>
</tr>
</table>

令和４年度	令和３年度
３　説明会の場合は、「開発事業説明会出席者名簿」を作成すること。 ４　個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。 ５　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。	
様式５０「説明会経過書（中高層建築物）」 申請者、町内会長、水利代表者、住民側代表の押印を求める。 確認者の氏名欄に「※記名・押印は、説明が行われたことおよび説明内容の確認のためのものです。」と明記 「町内会長への提出日」欄を新設 注 １　申請者および確認者が記名押印すること。 ２　袋とじして割印をすること。 ３　説明会の場合は、「開発事業説明会出席者名簿」を作成すること。 ４　個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。 ５　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。	様式５０「説明会経過書（中高層建築物）」 注 １　説明会の場合は、「中高層説明会出席者名簿」を作成すること。 ２　個別説明の場合は、「中高層個別説明報告書」を作成すること。 ３　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。
様式５６「削除」 ※※様式５６は欠番とし、様式５７以降の繰り上げは行わない。	様式５６「確約書（学生専用ワンルームマンション）」
様式７２「説明会経過書（特定開発行為等）」 申請者、町内会長、水利代表者、住民側代表の押印を求める。 確認者の氏名欄に「※記名・押印は、説明が行われたことおよび説明内容の確認のためのものです。」と明記 「町内会長への提出日」欄を新設 注 １　申請者および確認者が記名押印すること。 ２　袋とじして割印をすること。	様式７２「説明会経過書（特定開発行為等）」 注 １　説明会の場合は、「特定開発行為等説明会出席者名簿」を作成すること。 ２　個別説明の場合は、「特定開発行為等個別説明報告書」を作成すること。 ３　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。

令和４年度

3　説明会の場合は、「開発事業説明会出席者名簿」を作成すること。
4　個別説明の場合は、「開発事業個別説明報告書」を作成すること。
5　説明会経過書として同一のものを２部作成し、１部を町内会長に提出すること。

様式７８「敷地外駐車場設置誓約書

別表４－５　法第３４条第１４号の対象とする公益施設

公益施設	根拠法令	具体例
社会福祉施設	生活保護法第38条	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）第3項（第2種社会福祉事業）および更生保護事業法第2	児童福祉法 ・第７条第１項 ・第６条の２の２第２項 ・　〃　第４項 ・　〃　第６項 ・　〃　第７項 ・第６条の３第３項	・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・子育て短期支援事業（同法規則第１条の４により厚生労働大臣が定める施設で実施されるものに限る。）

令和３年度

様式７８「新規様式」

別表４－５　法第３４条第１４号の対象とする公益施設

公益施設	根拠法令	具体例
社会福祉施設	生活保護法第38条	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）第3項（第2種社会福祉事業）および更生保護事業法第2	児童福祉法 ・第７条第１項 ・第６条の２の２第２項 ・　〃　第４項 ・　〃　第６項 ・　〃　第７項 ・第６条の３第３項	・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・子育て短期支援事業（同法規則第１条の４により厚生労働大臣が定める施設で実施されるものに限る。）

令和４年度			令和３年度		
条第1項（更生保護事業）である建築物	老人福祉法 ・第５条の２第２項 ・　〃　第３項 ・　〃　第４項 ・第５条の３	「老人居宅生活支援事業」を行う事業のうち以下のもの ・老人居宅介護等事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・「老人福祉施設」を行う事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	条第1項（更生保護事業）である建築物	老人福祉法 ・第５条の２第２項 ・　〃　第３項 ・　〃　第４項 ・第５条の３	「老人居宅生活支援事業」（地域密着型事業に係るものを除く）を行う事業のうち以下のもの ・老人居宅介護等事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・「老人福祉施設」（地域密着型事業に係るものを除く）を行う事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター